

第6回会議
補足資料

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり 条例施行規則（整備基準）の改正方針 について

第6回会議での議論

令和7年6月1日からバリアフリー法に基づく、改正建築物・特定路外駐車場移動等円滑化基準（以下、「政令基準」という。）が施行されることになったが、本県条例における整備基準においても、これら基準と同等以上の水準になるまで基準の引上げを行う。

現行基準

<便所>

- ① **建築物に1以上の車椅子使用者用便房**
- ② **建築物に1以上の障害者等が円滑に利用できる便所**
（①の便房を設けた便所のほかに設ける。）

<車椅子使用者用駐車区画>

- ・ 駐車区画数の **1%以上**

<劇場等の車椅子使用者用客席>

- ・ 客席数 **500席以下** の場合、 **2以上**
500席超 の場合、 **0.5%以上**

見直し後

<便所>

- ② **各階に1以上の障害者等が円滑に利用できる便所** ※設置箇所は任意
- ① ②の **便所が設置された各階に1以上の車椅子使用者用便房**

ただし、

追加

「事務所」の場合、**車椅子使用者用便房は建築物に1以上(②は各階)**
「共同住宅・工場」の場合、**便所・車椅子使用者用便房は建築物に1以上**

※本県整備基準においても、建築物移動円滑化基準で講じられた
「小規模階を有する建築物」「大規模階を有する建築物」に関する規定
と同趣旨の措置を講じる。

※水洗器具/乳幼児用設備/介助用大型ベッドを備えた便房に関する規定は
変更なし。

<車椅子使用者用駐車区画>

- ・ 駐車区画数 **200台以下** の場合、 **2%以上**
200台超 の場合、 **1%+2以上**

<劇場等の車椅子使用者用客席>

- ・ 客席数 **400席以下** の場合、 **2以上**
400席超 の場合、 **0.5%以上**

便所に関する基準の全体像について

<全体像>

現行

(1)バリアフリースイレの設置 (**建築物 1 以上**)

①車椅子使用者用便房

②その他個別機能を備えたトイレ(水洗器具等)

(2)障害者等が円滑に利用できる構造の便所の設置
(**建築物 1 以上**) **※(1)と別に設ける**

③幅員・洗面設備・便房等の構造

④男子用小便器の構造

見直し後

(1)③便所の設置 (**各階 1 以上**)

(2)③障害者等が円滑に利用できる便所の構造

(3)車椅子使用者用便房の設置(建築物 1 以上の区分)

(4)車椅子使用者用便房の設置(**各階 1 以上**の区分)

(5)その他の個別機能を備えたトイレ(水洗器具等)
(建築物 1 以上) ※変更なし

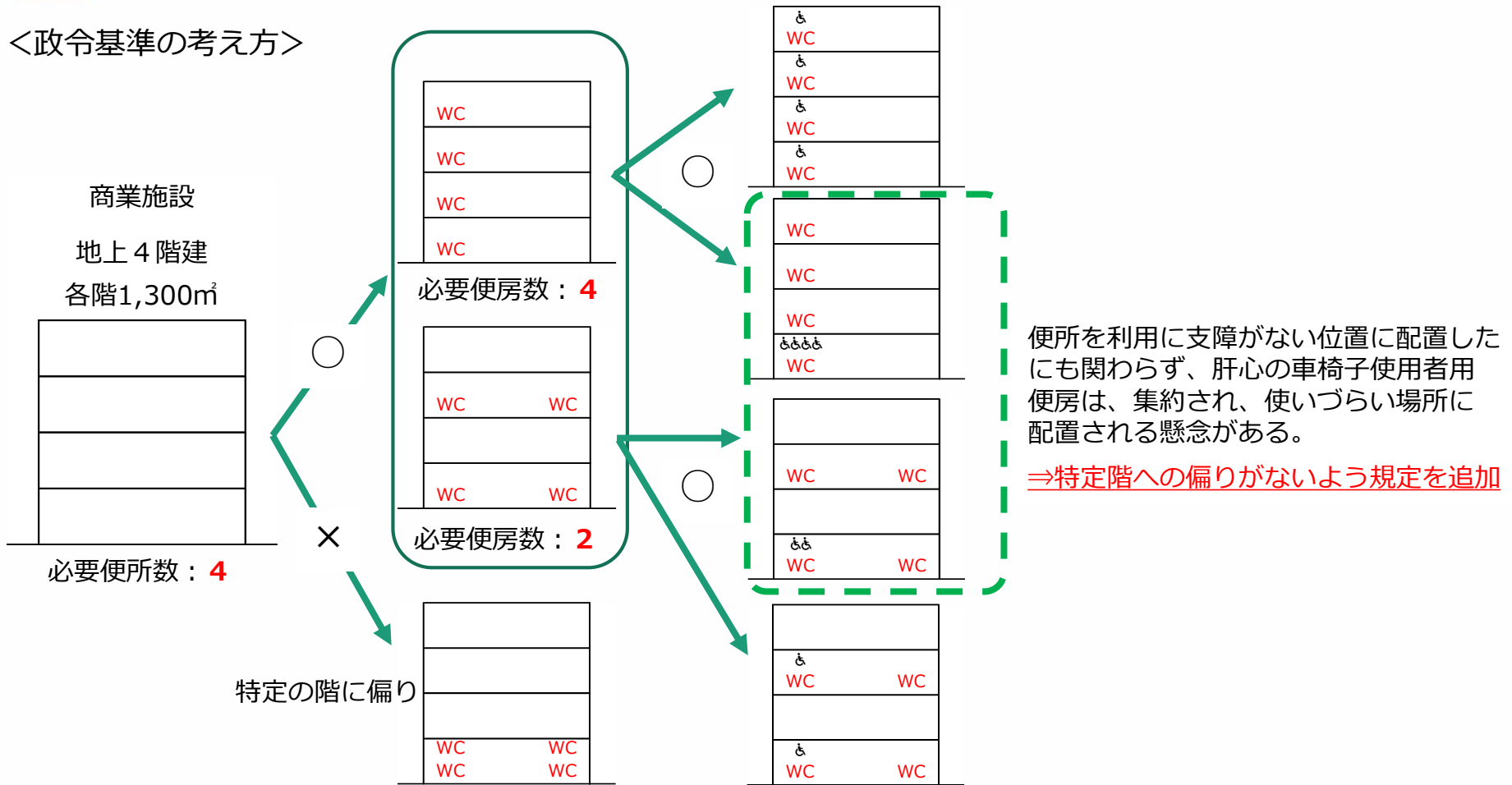
(6)男子用小便器の構造

(建築物 1 以上) ※変更なし

- ✓ 建築物移動円滑化基準では、便所の設置に関する規定が新設。**当該便所内に車椅子使用者用便房を含むバリアフリースイレ**を備えることを求める内容となった。(機能分散の考え方に整合的)
- ✓ 一方、県整備基準では、**障害者等の利用に配慮した便所数を確保**するため、**(1)のトイレとは別に**「障害者等が円滑に利用できる構造の便所」の設置を求める内容となっている。
しかし、**今回の見直しで建築物内の便所・便房数が増加する**ことを考慮し、また**便所配置の基本的な考え方とした「機能分散」を一層進める**ため、国の規定と揃えた見直しを行う。

政令基準との相違点①：車椅子使用者用便房の配置方法

＜政令基準の考え方＞



①便所の基準

- ・不特定多数の者が利用する階の階数に相当する数の便所を設置すること
- ・便所の配置は、特定の階に偏ることなく設けること
その他、利用する上で支障がない位置に設けること

②車椅子使用者用便房の基準

- ・①の便所が設置されている階(以下、「便所設置階」という。)においては、1以上の便所に、1以上の便房を設置すること
- ・便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所内に設けることができる。
ただし、特定の階に偏ることなく設けること
その他、利用する上で支障がない位置に設けること

追加

政令基準との相違点②：不特定多数利用便所の構造

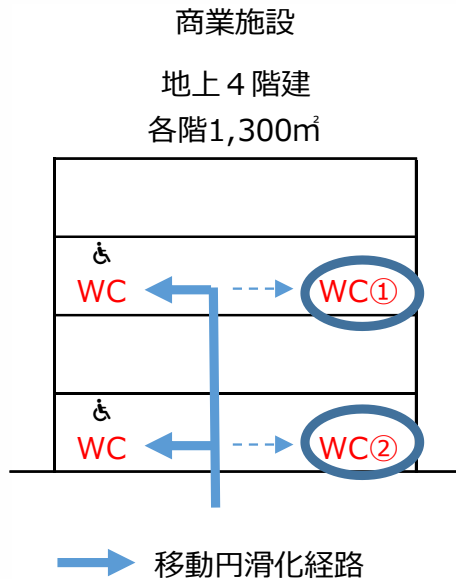
改正政令 ※今回使う部分に関する改正はない

第19条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち1以上…を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第26条において「移動円滑化経路」という。）にしなければならない。

(2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(・・・)から当該車椅子使用者用便房までの経路

2 移動円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

⇒ (1)段を設けない (2)出入口の構造 (3)廊下の構造 (4)傾斜路 (5)(6)エレベーター等 (7)敷地内通路の構造



- ✓ 車椅子使用者用便房が配置されていない便所に至る経路は、「移動円滑化経路」に該当しないため、出入口の構造等に関する規定が適用されない。
- ✓ したがって、左図のとおり、車椅子使用者用便房を設けない便所①・②がある場合、「不特定多数及び障害者等のための便所」として整備を求めたにもかかわらず、これらの者が利用できない便所となる懸念がある。



便所の構造として、現行「障害者等が円滑に利用できる構造の便所」を参考に規定する。

追加

- ・ 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。
- ・ 便所の出入口に戸を設ける場合には、容易に通行でき、前後に高低差を設けないこと。
- ・ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- ・ 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、幅員80cm以上、戸を設ける場合には、容易に通行でき、前後に高低差を設けないこと。
- ・ 障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。

政令基準との相違点③：車椅子使用者用便所の必要数 ～小規模階を有する建築物

【床面積1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物の基本的な計算方法】

必要数

=

床面積が1,000㎡未満の階の床面積の
合計に1,000分の1を乗じて得た数
(1未満の端数は切り捨て)

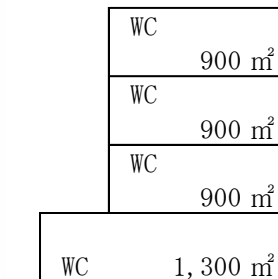
+

床面積が1,000㎡以上の便所設置階に
設けるべき車椅子使用者用便房の数

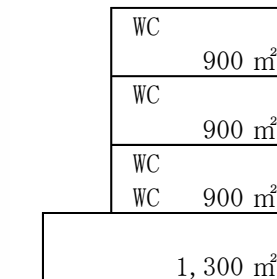
※「便所設置階」以外の階も計算に含む

※施設の状態に応じた細かな調整あり

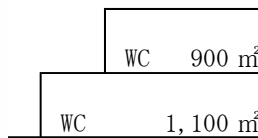
パターン1
商業施設



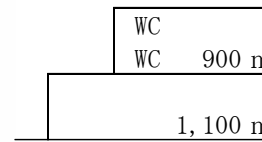
パターン2
商業施設



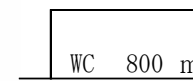
パターン3
商業施設



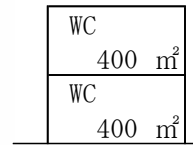
パターン4
商業施設



パターン5
商業施設



パターン6
商業施設



計算結果が「0」になった場合、必要数は1とする。

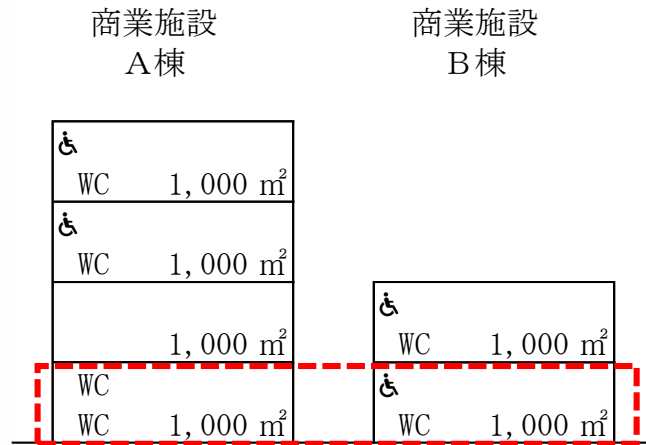
追加

小規模階の 床面積計(㎡)	2,700	2,700	900	900	800	800
必要数①	2	2	0	0	0	0
1,000㎡以上 便所設置階	1	1	1	0	0	0
必要数②	1	0	1	0	0	0
合計必要数 ①+②	3	2	1	0	0	0

従前の規定では「1」必要だったにも関わらず、
基準が後退している。

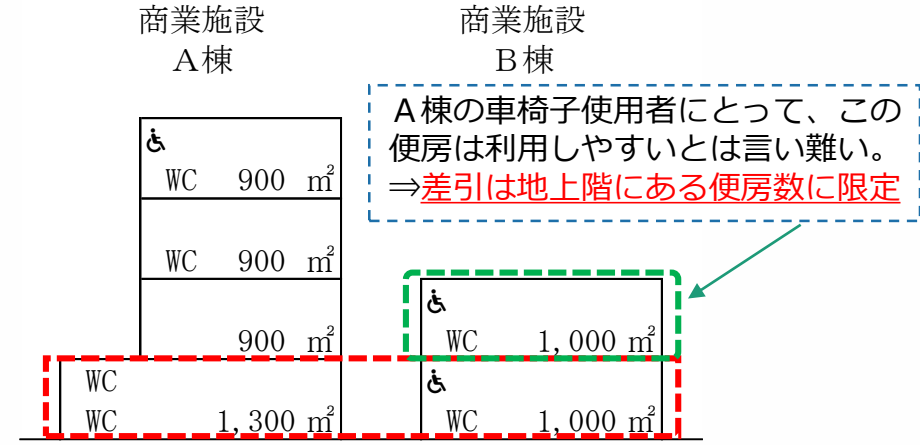
政令基準との相違点④：車椅子使用者用便所の必要数 ～同一敷地内の近接した位置に車椅子使用者用便所がある場合

<政令基準の考え方>



A棟に必要な車椅子使用者用便所数：2

- ・便所設置階：3
- ・うち、地上階は、告示第5の1により設置不要



A棟に必要な車椅子使用者用便所数：1

- ・小規模階を有する建築物としての必要数：3
- ・告示第5の4により当該必要数から**B棟の**車椅子使用者用便所数を差し引く

告示第5 ※令第14条第2項ただし書に規定する場合

- 1 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便所を1以上（当該車椅子使用者用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

告示第5

- 4 床面積が1,000m²未満の便所設置階を有する建築物に、…に令第14条第2項本文の規定により床面積が1,000m²以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便所の数を加えた数（第1号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあつては、当該数から**当該施設に設ける車椅子使用者用便所…の数を差し引いた数**）以上の車椅子使用者用便所…を設ける場合

の地上階に設置されている

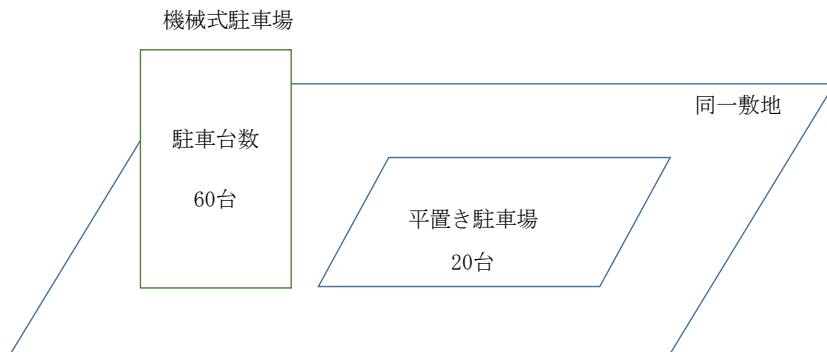
追加

県基準の取扱見直し・政令基準との相違点：機械式駐車場

現在の整備基準	改正政令基準
構造上、 <u>車椅子使用者用駐車区画として整備する困難</u> である場合が多いため、整備基準の対象から <u>除外</u> する。	機械式駐車場である場合は、（車椅子使用者用駐車区画を設置するのではなく、）その <u>出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を1以上</u> 設ける。

➡ 駐車区画に応じた適用となることで、「機械式駐車場」と「それ以外の駐車場」の両方を持つ建築物において、「基準のねじれ」が生じる場合があるため、新たに機械式駐車場を対象する見直しを行う。

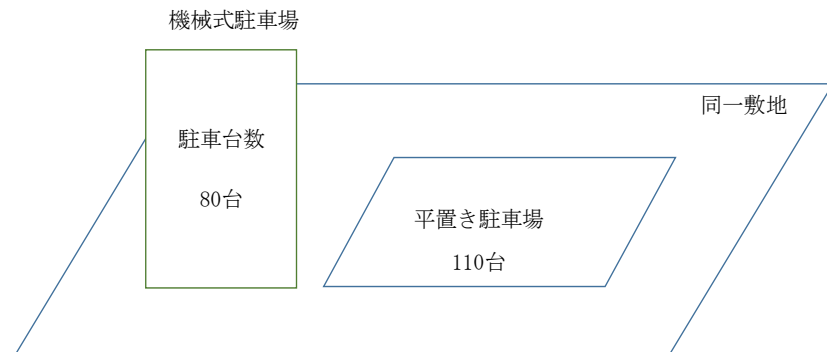
パターン① 基準のねじれ



	みんぱり条例		国政令基準
	機械式駐車場を除く運用継続 現行(1%)	改正後	機械式含む ただし書適用
駐車台数	20		80
車椅子使用者用区画・必要数	1	1	2

基準のねじれ

パターン② 手当が必要な場合



	みんぱり条例		国政令基準
	機械式駐車場を除く運用継続 現行(1%)	改正後	機械式含む ただし書適用
駐車台数	110		190
車椅子使用者用区画・必要数	2	3	2

平置き駐車場のみの場合は3台の区画が必要なのに、機械式駐車場を併設して駐車台数を増やすと、必要数が減少することになる。

一方、国基準とすることで、基準の後退に繋がる場合も考えられるため、「機械式駐車場を除いて計算した数」と「政令基準による数」を比較して大きい方の数の整備を求める

追加